

3月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
23	令和7年度直方市教育施策要綱について	教育総務課
24	直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について	教育総務課
25	直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について	教育総務課
26	直方市文化財専門委員の委嘱について	文化・スポーツ推進課

協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	こども育成課
2	旧筑豊高校跡地の所管変更について	教育総務課

その他

- ・ 4月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・ 令和7年度定例教育委員会日程について
- ・ 総合教育会議の開催について (R7.4.30 15:00～ 503会議室)
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和7年2月13日～令和7年3月18日

2月

13	木	徹底反復学習研修会（上頓野小学校）	
14	金	大阪万博招待チケット贈呈式（直方市役所）	議会2月 定例会告示
15	土		
16	日		
17	月	教育論文表彰式・発表会	
18	火	教職大学院報告会（福教大）	
19	水	ANAホールディングスとのフレンドリータウン協定式（直方市役所） 初任者研修閉講式	
20	木		
21	金	長期派遣研修員研究報告会（福岡県教育センター）	提案説明
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		一般質問
26	水	市中学校教科等研（直方第一中学校）	一般質問
27	木	学校視察訪問（県教育長ほか）	一般質問
28	金	市長表敬訪問（第8回MOA美術館児童作品展福岡県知事賞受賞報告）	一般質問

3月

1	土		
2	日		
3	月	3月定例校長会議 市研究所2年次修了式（直方市役所）	
4	火		質疑(6年度)
5	水	市長表敬訪問(中学生・空手全国大会結果報告) 教育長表敬訪問(三中1年：北方領土作文)	
6	木	定例教育長会（北九州教育事務所）	質疑(7年度)
7	金	中学校卒業式	委員会
8	土		
9	日	第9回福地小校区いきいきフェスタ2025	
10	月		委員会
11	火		委員会
12	水	小学校卒業式（直方南、直方北、感田、福地、植木、直方東小）	委員会
13	木	小学校卒業式（直方西、新入、上頓野、下境、中泉小）	採決
14	金		
15	土		
16	日		
17	月		
18	火	定例教育委員会	

教育委員会行事予定

令和7年3月19日～令和7年4月8日

3月	19	水	市長表敬訪問同席(天道会館 3 選手極真手塚杯世界空手道選手権大会出場結果報告)
	20	木	
	21	金	
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	教育長会 (オンライン) 臨時議会
	26	水	
	27	木	
	28	金	
	29	土	
	30	日	
4月	31	月	臨時校長会議 新任校長、教頭辞令交付式 文化財専門委員会辞令交付式 新任校長、教頭服務宣誓式
	1	火	新規採用教職員辞令交付式 臨時校長会議
	2	水	定例校長会
	3	木	
	4	金	
	5	土	
	6	日	
	7	月	
	8	火	定例教育委員会

議案第 23 号

令和 7 年度直方市教育施策要綱について

令和 7 年度直方市教育施策要綱について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 3 月 18 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 号の規定により提案するものである。

令和 7 年度

直方市教育施策要綱

直方市教育委員会

教育を取巻く状況

世界は今、グローバル化や人工知能、情報通信技術などの加速度的な進展により、これまでの固定観念は根底から覆され、今後の社会の変化は予想することも困難なものとなっています。今後の社会は、これまでの社会の延長線上にはないものと認識する必要があります。

また我が国においては、人口減少や少子・高齢化、労働力の確保や地域経済の衰退など多くの社会的課題が重なり、閉塞感が漂っています。本市も例外ではありません。これらの課題への対応や解決はこれまでの考え方や手法では不可能です。これからの地方自治体には、慣習や常識にとらわれない、新たなビジョンや戦略が求められます。

その重要な戦略の柱の一つが、「人づくり」だと考えます。未来を見据え、自らの人生を切り拓き、よりよく自己実現を果たす力を持つ人づくりが、直方市の未来を切り拓いていく力となるものと確信します。そこで、これまでの手法や慣習にとらわれない教育の改革、そのための投資が必要になります。

21 世紀の社会をたくましく生き抜く子どもを育てるための教育環境、そして子育て環境の充実、また個人がよりよく自己実現を果たすための生涯学習社会の構築など、本市の発展に向けた様々な施策を推進する必要があると考えています。

何もかも新しいことを目指すということではありません。研ぎ澄まされた感覚で時代の変化を敏感に察知し、変わるべきものと、どのように時代が変わろうとも変わらないものを見極めることも重要です。

そこで、これからの本市の教育の方向性と方針を指し示す「直方市 教育大綱」を定めました。

まず、全体を貫く大きなテーマは「未来を拓く」です。これから大きく変化し続けていく新しい時代にあって、たくましく生き抜く力を持つ人づくりを進め、直方市民と直方市の未来を切り拓いていきたいと考えています。

このテーマのもと、「めざす市民像」そして「基本方針」を定めています。

そして、この教育大綱が今後実際に取り組む「直方市教育施策」へと繋がっていきます。

未来を拓く

～新しい時代をたくましく生き抜く人づくり～

めざす市民像

- 主体的に学び続け、創造的な発想で未来を拓く市民
- 多様な価値観を尊重し、異なる文化に生きる人たちと協働して未来を拓く市民
- 自立した人間として、自身の可能性を信じ、未来を拓く市民

基本方針

1. 時代の変化を見据えた教育への変革と推進

正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦すること、さらには、学問分野を超えて、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成する教育を目指します。

2. 可能性を引き出し、才能を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限ひきだす教育を目指します。

3. 文化を尊重し、国際性と豊かなコミュニケーション力を育む教育の推進

郷土の歴史と文化に対して誇りと愛着を持つとともに、異なる文化を尊重する市民を育成します。

4. すべての人の幸せをかなえる教育の推進

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力する市民を、温かく応援する教育を目指します。

5. よりよい自己実現をめざし、生涯学び続ける力を育む教育の推進

だれもが、いつでも、どこでも学びつづけることができる環境づくりを進めます。

主要施策体系

主要施策名	取組・事業の内容	ページ
1.確かな学力の育成(学力の向上)	①授業改善 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ③グローバル化に対応した教育の推進 ④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善	5～6
2. 豊かな心の育成	①道徳科の授業改善・充実 ②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進 ③人権教育の推進 ④いじめや不登校への対応 ⑤キャリア教育の推進	7～8
3.健やかな体の育成	①体力や運動能力を向上させる取組 ②健康教育・安全教育の推進 ③学校給食の充実による食育の推進	9～10
4.特別支援教育の充実	①継続性のある指導支援の充実 ②就学前における支援の充実 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ④専門性の向上と支援体制の整備	11～12
5.信頼される学校づくりの推進	①教職員研修の充実 ②学校運営・評価システムの充実 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ④安全対策の推進 ⑤学校事務の効率化とD Xの推進	13～14
6.教育環境の整備・充実	①学校施設の整備・充実 ② I C T環境の整備推進 ③学校規模適正化の推進	15
7.幼児教育の充実	①幼児教育・保育の質の向上 ②体験事業の実施	16
8.保育環境の整備	①保育関連施設の整備 ②保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置 ③保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施 ④保育士確保事業の実施 ⑤学童クラブ運営管理	17
9.家庭教育・家庭支援の充実	①3歳児を対象とした絵本配布事業の実施 ②子育て支援センターでの安定した事業の実施 ③家庭教育における乳幼児教育の支援 ④多世代交流の実施	18
10.社会教育活動の促進	①生涯学習事業の推進 ②生涯学習オンラインプラットフォームの構築	19～20

	③地域の高齢者による学習支援 ④市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 ⑤社会教育団体の活動支援	
11.青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施 ③中高生吹奏楽クリニック事業の実施	21
12.文化施設の振興	①指定管理者と連携した特色を活かした文化施設の活用と運営 ②文化施設間の連携強化	22
13.スポーツの振興	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 ②学校や地域と連携を図った事業の実施	23
14.文化財の保護と学習機会の充実	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 ②郷土資料室の充実 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	24

主要施策 1

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進する。 ②基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための取り組みを推進する。 ③グローバル化に対応した英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。 ④ICT機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。
4 取組・事業の内容	①授業改善 ○「のおがた授業モデル」を活用した取組の充実 ○「直方市ふくおか学力アップ推進事業」の充実 ○習熟度別少人数指導や補充学習の充実 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ○徹底反復学習の取組の充実 (小学校において徹底反復学習を推進し学習の土台である集中力を高める) ○学習支援員の配置による補充学習の充実、図書館教育(読書活動)の推進 学習ボランティア、放課後学習、図書館支援員の活用 ③グローバル化に対応した教育の推進 ○外国語指導助手(ALT)の配置と活用促進 ○「小学生英語ひろば」の実施 ○「直方市英語発表会」の実施 ○中学校全学年での英検 IBA の実施 ○小学校 6 年生でのオンライン英会話の実施 ○直方市中高生海外派遣の実施 ④ICT機器を活用した学習・指導方法の改善 ○タブレット、電子黒板等 ICT 機器の効果的な活用 ○教科指導における、デジタル教科書等アプリケーションの活用の促進 ○学習支援ソフト(ロイロノート、e ライブラリー等)の活用の促進 ○プログラミング教育の推進 ○ICT支援員の活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①授業改善	直方市標準学力調査（小学校）国語・算数で全国平均値の95% 直方版授業チェックリストの13項目すべての評価値（児童生徒・教師）が4段階評価の3を上回る ※ 調査対象 小学校 5,6年生 中学校 全学年 全担任	国語 0 学年 算数 4 学年 小 3.19 中 3.36 小) 担任 2.93 中) 担任 2.86	国語 全学年 算数 全学年 小 3.3 中 3.5 小) 担任 3.0 中) 担任 3.0
②基礎学力の定着、補充学習等の推進	全国学力学習状況調査(小中学校) すべての教科で全国平均値(100%)	小)国語 100% 算数 96% 中)国語 94% 数学 89%	小)国語 100% 算数 100% 中)国語 100% 数学 100%
③グローバル化に対応した教育の推進	英検 IBA の結果(中学校) 3年生 英検 3 級相当	英検 3 級 28%	英検 3 級 40%
④ICT機器を活用した学習・指導方法の改善	プロジェクトチームによる ICT 機器を活用した「これからの授業」に関する授業公開もしくは研修 ICT 機器、学習支援ソフトの活用 ・電子黒板の活用 ・タブレットの活用 ・学習支援ツール(アプリ)の活用	年 4 回 常時/時々活用の割合が 60% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80%	年 2 回 常時/時々活用の割合が 60% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80%

主要施策 2

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 担当課	学校教育課、文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①子どもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。 ②自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。 ③人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。 ④いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。 ⑤子どもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のためのキャリア教育を推進する。
4 取組・事業の内容	①道徳科の授業改善・充実 ○道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実 ○道徳科学習指導の充実 ②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進 ○直方の自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進 (自然教室、石炭記念館・汽車クラブ見学、高取焼体験学習等) ③人権教育の推進 ○直方市中学校ブロック人権教育推進事業の推進 ○人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用推進 ○児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習の推進 ④いじめや不登校への対応 ○「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底(SNS 等によるいじめも含め、早期発見、早期対応の徹底) ○不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言 ○行政機関や教育機関との連携 ○直方市学校適応指導教室(フレンズ)の運営 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進 ⑤キャリア教育の推進 ○小中学校における職業学習(夢授業等)実施のため、地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化 ○キャリアパスポートの活用の支援 ○小中学校におけるアントレプレナーシップ教育の推進

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①道徳科の授業改善の推進	小中合同による授業研修会を実施	各中学校区で実施	各中学校区で実施
②体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動 高取焼体験、自然教室、石炭記念館・ 汽車倶楽部見学、子ども音楽祭、英語 発表会、職場体験	すべて実施	すべて実施
③人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%
④いじめや不登校への対応	不登校児童生徒の割合	小学校 3.2% 中学校 9.9%	小学校 1.5% 中学校 7.5%
⑤キャリア教育の推進	職場体験の実施 アントレプレナーシップ教育の実施	2 校実施 1 校実施	4 校実施 15 校実施

主要施策 3

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 担当課	学校教育課、教育総務課
3 取組・事業の目標	①運動に慣れ親しみ、習慣化させることで体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。 ②生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように健康教育や安全教育を推進する。 ③学校給食を充実させることにより食に関心を持ってもらい、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に着ける。
4 取組・事業の内容	①体力や運動能力を向上させる取組 ○新体力テストの実施 (小・中学校、高等学校連携授業による取組の充実) ○スポコン広場等の積極的活用 ②健康教育・安全教育の推進 ○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実(小中学校) ○規範意識育成のための指導の充実(薬物乱用防止、ネットモラル育成等) ○安全教育・防災教育の実施(交通安全(自転車、歩行、交通ルール等)、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等) ③学校給食の充実による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進 ○農業振興課と連携した地元農産物活用の推進 ○献立内容の放送の充実 ○献立委員会によるメニュー改善

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小5、中2） 各種目全国平均値以上	11 小学校、 4 中学校 小男 2/8 小女 1/8 中男 6/8 中女 3/8	全種目で全国 平均値以上 (全8種目)
	スポコン広場チャレンジランキング ゾーンへの登録	11 校	11 校
	部活動外部指導者数	12 名	12 名
②健康教育・安全教育の推進	毎日朝ごはんを食べる割合 ・小学校 ・中学校	86.1% 83.1%	90.0% 90.0%
	火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施	全小中学校 2 回以上実施	全小中学校 2 回以上実施
	交通安全教室の実施	11 小学校	11 小学校
	情報モラル教育の実施	15 校実施	15 校実施
	「食に関する指導」を位置付け	15 校実施	15 校実施
③学校給食の充実による食育の推進	直方産野菜の活用 ・小学校 ・中学校	5 品目 8 品目	10 品目 10 品目
	小学校給食残食率 (栄養士在籍 4 小学校平均 R6.6 月分)	5.08%	3.0%以下
	中学校給食残食率 (4 中学校平均 R6.6 月分)	12.24%	10.0%以下

主要施策 4

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。 ②幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援を充実させる。 ③特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。 ④特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と支援体制の整備を図る。
4 取組・事業の内容	①継続性のある指導支援の充実 ○発達障がい児等教育支援事業の実施 (市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布) ○家庭及び福祉機関との連携の強化 ②就学前における支援の充実 ○就学に向けた相談活動・支援の充実 ○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供 ○特別支援教育支援員の配置 ○通級指導教室の充実 ④専門性の向上と支援体制の整備 ○特別支援教育研修会(対象:担任、コーディネーター、特別支援教育支援員)の実施 ○特別支援教育担当者研修会の開催 ○特別支援学校との連携 ○スクールカウンセラーの活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①継続性のある指導支援の充実	臨床心理士による発達相談の実施	430 件	300 件
②就学前における支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施	118 件	100 件
③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	39 名の配置	43 名の配置
④専門性の向上と支援体制の整備	就学事務担当者 1 回、特別支援学級担当者 1 回、特別支援教育支援員研修会 1 回、特別支援コーディネーター研修会 3 回の実施	6 回	4 回

主要施策 5

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。 ②学校運営の評価をもとに教育活動の充実に図る。 ③コミュニティ・スクール等を活用し、地域住民等と連携した教育活動の推進を図る。 ④児童生徒の安全教育の充実に図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。 ⑤デジタル技術を活用することにより学校事務の効率化を図るとともに、出欠連絡等の保護者の負担軽減を図る。
4 取組・事業の内容	①教職員研修の充実 ○小中一貫教育推進のための研修会の充実 ○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援 ○管理職研修会、若年教職員研修会等の充実 ○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援 ○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援 ②学校運営・評価システムの充実 ○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進 ○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援 ○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充 ○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進 ④安全対策の推進 ○関係機関（警察、消防署、市関係部署）や地域団体等との連携強化 ○「学校危機管理マニュアル」の具体化と職員への浸透・徹底 ○通学路の安全点検及び整備促進 ○感染症対策の浸透・徹底 ⑤学校事務の効率化とD Xの推進 学校と家庭のD Xの推進 ○出欠等のやり取り、学級通信等のメール配信 ○学力や健康診断等のデータの管理における統合システムの導入

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①教職員研修 の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	19 点	19 点
②学校運営・評 価システム の充実	自己評価・関係者評価の実施と公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%
③地域住民等 と連携した 教育活動の 推進	研究指定校での学校運営協議会の開 催	年 3 回	年 3 回
④安全対策の 推進	地域・保護者と連携した通学路安全点 検の実施	実施率 100%	実施率 100%
⑤D X の推進 と学校事務 の効率化	欠席連絡、学校通信等メール配信活用 率	80%	80%

主要施策 6

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 担当課	教育総務課、学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校規模適正化方針の検討と整合を図りながら、老朽化した学校施設の改善整備を行う。 ②I C T環境の整備を推進する。 ③学校規模適正化基本計画の検討・決定を行う。
4 取組・事業の内容	①学校施設の整備・充実 ○トイレ快適化事業 【洋式化工事】 ・直方西小学校、感田小学校、直方第二中学校、植木中学校 【実施設計】 ・下境小学校、直方第三中学校 ②I C T環境の整備推進 ・統合型校務支援システム活用の推進 ・電子黒板活用の推進 ③学校規模適正化の推進 ・直方市における学校適正規模の検討 ・学校規模適正化基本計画の決定

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①学校施設の整備充実	小中学校のトイレの洋式化率	61.4%	66.9%
②ICT環境の整備推進	教育データ基盤構築実現協議会等の開催	2回	2回
③学校規模適正化の推進	学校規模適正化基本計画検討委員会(諮問会議Ⅱ)の実施	開始	完了

主要施策 7

1 主要施策名	幼児教育の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①幼児教育・保育の内容を充実するため園との連携を強化し、幼児教育・保育の質の向上のための取り組みを推進する。 ②子どもの豊かな感性を育み、様々な意欲につなげるための体験事業を通し、幼児教育の充実を図る。
4 取組・事業の内容	① 幼児教育・保育の質の向上 ○巡回相談の実施 各園からの個別の相談に対し、保育アドバイザー及び保育士が直接保育現場を訪問。保育環境の調整や子どものかかわりの工夫など、対応策の指導を実施。 ○研修会の実施 保育士等を対象とした研修会の実施 ② 体験事業の実施 年長児童（未就園児含む）を対象とした体験事業（コンサート、観劇等）

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①巡回相談事業・訪問	訪問実施回数	15 回	15 回
研修会	研修会の実施回数	2 回	3 回
②体験事業	体験事業の実施回数	1 回	1 回

主要施策 8

1 主要施策名	保育環境の整備
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	① 保育士の職場環境の改善や安心・安全な保育を提供するための保育施設の整備を行う。 ② 保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る。 ③ 保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの際の園や保護者の負担軽減を図る。 ④ 安定した保育の実施や保育士の職場環境の改善を図る。 ⑤ 学童クラブの施設整備を行い、待機児童の解消を図る。
4 取組・事業の内容	①保育関連施設の整備 ②保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置 ③保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施 ④保育士確保事業 ○合同就職説明会の実施 ○奨学金返済支援制度の充実 ⑤学童クラブ運営管理 ○要整備施設の優先順位の整理 ○夏季のみ開所の学童クラブの充実

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
① 保育関連施設の整備	R7 整備事業の着工	—	1 園
② 保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置	保育支援者等を配置した園の数	10 園	12 園
③ 保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施	電子申請の導入及び運用	—	実施
④ 保育士確保事業	○合同就職説明会の実施回数 ○奨学金返済支援補助金の利用者数	1 回 10 人	1 回 11 人
⑤ 学童クラブ運営管理	○学童クラブ重点修繕点検 ○夏季のみ開所の学童クラブ実施数	— —	2 か所 1 校

主要施策 9

1 主要施策名	家庭教育・家庭支援の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①未就園児及びその家庭を把握することにより未就園児に就園を促すほか、就学にかかわる相談体制をつくる。 ②子育て支援センターでの安定した事業の実施。 ③家庭教育における乳幼児教育の支援の充実。 ④多世代交流として、地域の高校生と子育て世代の交流を図る。
4 取組・事業の内容	①3 歳児を対象とした絵本配布事業 ○未就園児及びその家庭の把握、就園への促し ②子育て支援センターでの安定した事業の実施 ○多世代交流の促進 ○利用する保護者からの個別相談に対応 ○家庭の支援体制充実(要保護児童対策地域協議会との連携強化) ③保護者を対象とした、乳幼児教育への不安や悩み解消のための子育て講座の実施 ④多世代交流の実施 ○筑豊高校との共同事業で高校生と子育て世代の交流会(子育てサロン)を開催する。毎年5月から翌1月までで7回行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①絵本配布事業	絵本の配布部数	443 部	420 部
②子育て支援センター事業	センターの利用者数 延べ相談件数	4,000 人 250 件	5,000 人 240 件
③子育て講座	子育て講座実施回数	3 回	3 回
④多世代交流の実施	子育てサロンの参加人数	182 人	200 人

主要施策 10

1 主要施策名	社会教育活動の促進
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①心の豊かさや生きがいをづくりのため、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した「学びの入口」となる機会を提供する。 ②誰もがいつでもどこでも活用できる学びのプラットフォームを提供することにより、「学び」を通じたウェルビーイングを実現する。 ③地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、子どもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいをづくりや学習意欲を喚起するとともに子どもたちの体験学習を支援する。 ④市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。 ⑤社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。
4 取組・事業の内容	①生涯学習事業の推進 知的好奇心や知識欲を刺激することを目的に、各世代のニーズに合わせた分野・講師による講演会事業を実施する。 ②生涯学習オンラインプラットフォームの構築 市および関連団体が主催する講座や市民のサークル活動等の情報を集約するとともに、地域人材のマッチング機能を持ったオンラインプラットフォームを構築する。 ③地域の高齢者による学習支援 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、子どもたちの総合学習等の場で教える「ふれあい交流事業」を実施する。 ④市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 R7 年度も開催方法を工夫しながら、市民文化活動を発表できる場を設け、市民の文化活動の支援を行う。 ⑤社会教育団体の活動支援 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」の制度を活用し、社会教育団体の活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組む。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①生涯学習の推進	講演会実施回数 講演会参加者数	— —	8 回 1,750 人
②生涯学習オンラインプラットフォームの構築	市民団体・サークル登録数 講座・講演会等登録数	— —	100 団体 50 講座
③地域の高齢者による学習支援	ふれあい交流実施回数	111 回	100 回
④市民文化祭の活性化	市民文化祭の参加人数	1,148 人	1,500 人
⑤社会教育団体の活動支援	支援実施団体数	5 団体	5 団体

主要施策 11

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性を育み、広い視野や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実を図る。 ②音楽の専門家等が指導することにより、子どもたちが普段の授業等では得られない様々な体験や創作活動を通して、子どもの才能の芽を育む。 ③プロの演奏家から直接指導を受けることで、技術・意識の向上を図り、市内における吹奏楽の発展を目指す。
4 取組・事業の内容	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ・アート系親子教室（2回程度） ・子ども向け料理教室 ・カヌー川下り ・職場体験（消防署） ・紙ヒコーキ大会 ・サイエンスショー（2回程度） ・ニュースポーツ体験会 ・親子陶芸教室 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施 ○直方市出身のプロの声楽家である野上結美氏を各小中学校へ派遣して、合唱指導を行うことで、声を出し歌うことの楽しさを伝える。 ○幼稚園音楽アウトリーチ事業では、市内の幼稚園でコンサートを行い、幼児に生演奏を披露し、優れた音楽を直に体験してもらう事業を行う。 ③中高生吹奏楽クリニック事業の実施 市内の中学生・高校生の吹奏楽部を対象に、プロの演奏家が演奏方法や普段の練習の指導・アドバイスをを行うことで、市内吹奏楽の発展を目指す。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①体験活動・交流事業	青少年育成市民会議事業の参加人数	332 人	400 人
②子どもの才能の芽を育む事業	参加人数	866 人	1,000 人
③中高生吹奏楽クリニック事業	参加人数	135 人	150 人

主要施策 12

1 主要施策名	文化施設の振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特徴を活かした管理運営を行う。 ②各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。
4 取組・事業の内容	①指定管理者と連携した特徴を活かした文化施設の活用と運営 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担う子どもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第4回のおがた子どもアート大賞展」の開催に向けての取り組みを継続して行う。また、関係課や学校などと連携し、各施設の特徴を活かした事業を実施する。 ・季節の生け花・食事の提供(直方歳時館) ・三太郎 cafe(直方歳時館) ・社会科見学(直方市石炭記念館) ・子育て広場(直方市立図書館) ②文化施設間の連携強化 R7年にはユメニティのおがたが開館25周年を迎える。それらのアニバーサリー事業に向けて、それぞれの施設の企画展に関連した事業やイベントを行うなど施設間の連携強化を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①文化施設の活用	文化施設の年間利用者数	169,056 人	180,000 人
②文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	5 回	5 回

主要施策 13

1 主要施策名	スポーツの振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①スポーツ関係団体等と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。 ②市民の誰もがスポーツに参加できる環境をつくるため、学校や地域と連携を図った事業を行う。
4 取組・事業の内容	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブ、庁内関係課と連携し、市民がスポーツに親しめる事業を実施する。 ○主催事業等 ・ピラティス教室 ・こども相撲教室 ・こども陸上教室 ・体力テスト会 ・弓道教室 ・スポーツ推進団体関連事業 ・トップアスリート事業（日本生命協定事業） ・トップアスリート事業野球教室 ・トップアスリート事業（フレンドリータウンシップ協定） ○その他事業等 ・直鞍一周駅伝競走大会（体育協会等連携事業） ・わくわくのおがたスポーツクラブとの共催事業 ②学校や地域と連携を図った事業の実施 直方市スポーツ推進委員協議会と学校や地域が連携し、カヌー教室やニュースポーツ体験などの事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①スポーツに親しむ機会の創出	スポーツ教室等種目数 スポーツ教室参加者数	13 種目 512 人	16 種目 500 人
②学校や地域と連携を図った事業の実施	連携事業の回数	6 回	6 回

主要施策 14

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。 ②郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。 ③故郷の歴史、文化財に誰もが接することができる機会を提供する。
4 取組・事業の内容	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 石炭記念館本館の耐震補強工事等に関する基本設計を作成する。 ②郷土資料室の充実 郷土の歴史に興味を持ち、来館者に満足してもらえるよう、魅力的な企画展を開催する。 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実 ・遠賀川流域の古墳同時公開 ・文化財関係出前講座等 ・青少年事業での文化財関係イベントの実施

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①筑豊炭田遺跡群の整備保存	基本設計の作成	—	作成
②郷土資料室の充実	企画展の実施	0 回	1 回
③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・出前講座等実施回数	5 回	6 回
	古墳同時公開・出前講座等来場者数	100 人	400 人

議案第 24 号

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 3 月 18 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

直方市教育委員会事務局処務規則（昭和44年直方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「学校管理係」の次に「、規模適正化推進係」を加え、「、男女共同参画推進係」を削る。

別表中「

教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 規則等の公布及び整理に関する事。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員（県費職員を除く。）の人事に関する事。 4 公印の整理に関する事。 5 教育大綱に関する事。 6 総合教育会議に関する事。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。 8 情報公開及び個人情報保護の受付等に関する事。 9 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。 10 給食備品の調達及び台帳の整備に関する事。 11 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関する事。（消耗品等除く。） 12 就学援助事務に関する事。 13 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。 14 中学校給食の運営並びに中学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。 15 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関する事。
	学校管理係	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに台帳の整備に関する事。

	2 理科教育振興国庫補助に關すること。 3 学校教育財産の取得及び処分に關すること。 4 学校教育施設の整備及び營繕に關すること。 5 学校教育施設の国庫補助事業に關すること。 6 学校教育施設の目的外使用に關すること。 7 その他学校教育施設に關すること。 8 学校給食施設の整備及び營繕に關すること。 9 学校徴収金に關すること。（共同学校事務室を含む。） 10 児童生徒の保健衛生に關すること。（備品・消耗品の管理） 11 市立学校の設置及び廃止に關すること。 12 直方市教育委員会安全衛生委員会に關すること。 13 教育費の統計調査に關すること。 14 小中学校に係るICT環境に關すること。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の環境に關すること。
学校教育課	1 児童生徒の教育及び事業計画に關すること。 2 小中学校の教育課程に關すること。 3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に關すること。 4 教職員の研修に關すること。 5 教職員の人事及び服務に關すること。 6 教員の免許に關すること。 7 教職員団体に關すること。 8 教育研究所に關すること。 9 適応指導教室に關すること。 10 児童生徒の就学及び発達に關すること。 11 特別支援教育に關すること。 12 コミュニティスクールに關すること。 13 通学区域審議会に關すること。

		14 小中学校に係るICT活用に関すること。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用に関すること。 16 学校規模の適正化に関すること。
	学校教育係	1 学校教育課の経理に関すること。 2 児童生徒の就学事務に関すること。 3 学級編制事務に関すること。 4 教科用図書無償給付に関すること。 5 小中学校の統計調査に関すること。 6 教職員の福利厚生に関すること。 7 教員（県費・市費共）の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関すること。 8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関すること。
こども育成課	こども育成係	1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関すること。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関すること。（運営） 3 特定教育・保育の支給認定に関すること。 4 特定教育・保育の給付に関すること。 5 幼稚園に関すること。 6 放課後児童健全育成事業に関すること。 7 学童施設の整備・営繕に関すること。 8 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに関すること。 10 児童手当に関すること。
	幼児教育推進係	1 直方市地域子育て支援センターの管理に関すること。 2 あそびの広場に関すること。 3 利用者支援事業に関すること。

		4 子育て情報の発信に関する事。 5 絵本の配布事業及び親育ち講座に関する事。 6 巡回相談事業に関する事。 7 ファミリー・サポート・センター事業に関する事。 8 特定教育・保育施設の指導監査に関する事。（処遇） 9 病児保育に関する事。 10 幼児教育推進に関する事。
文化・スポーツ推進課	社会教育係	1 社会教育委員に関する事。 2 生涯学習の調査研究に関する事。 3 社会教育施設の財産の取得及び処分にに関する事。 4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励及び振興に関する事。 5 社会教育関係団体の指導育成に関する事。 6 青少年の健全育成及び青少年対策に関する事。 7 文化施設に関する事。 8 中央公民館に関する事。 9 公民館運営審議会に関する事。 10 公民館類似施設に関する事。 11 文化財の保護及び調査に関する事。 12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する事。 13 社会教育関係事業の後援等に関する事。 14 水町遺跡公園に関する事。 15 その他社会教育に関する事。
	スポーツ推進係	1 スポーツの推進に関する事。 2 スポーツ推進審議会に関する事。 3 スポーツ推進委員に関する事。 4 各種体育団体の指導育成に関する事。 5 社会体育施設に関する事。
	男女共同参画推進係	1 男女共同参画推進に関する事。 2 男女共同参画推進センターの維持、管理及び運営に

		関すること。
」を「		
教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関すること。 2 規則等の公布及び整理に関すること。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員（県費職員を除く。）の人事に関すること。 4 公印の整理に関すること。 5 教育大綱に関すること。 6 総合教育会議に関すること。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関すること。 8 情報公開及び個人情報保護の受付等に関すること。 9 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 10 給食備品の調達及び台帳の整備に関すること。 11 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関すること。（消耗品等除く。） 12 就学援助事務に関すること。 13 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関すること。 14 中学校給食の運営並びに中学校給食費の徴収及び食材の調達に関すること。 15 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関すること。
	学校管理係	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに台帳の整備に関すること。 2 理科教育振興国庫補助に関すること。 3 学校教育財産の取得及び処分に関すること。 4 学校教育施設の整備及び営繕に関すること。 5 学校教育施設の目的外使用に関すること。 6 その他学校教育施設に関すること。

		7 学校給食施設の整備及び営繕に関すること。 8 学校徴収金に関すること。（共同学校事務室を含む。） 9 児童生徒の保健衛生に関すること。（備品・消耗品の管理） 10 市立学校の設置及び廃止に関すること。 11 直方市教育委員会安全衛生委員会に関すること。 12 教育費の統計調査に関すること。 13 小中学校に係るICT環境に関すること。 14 小中学校に係るGIGAスクール構想の環境に関すること。
	規模適正化 推進係	1 学校規模の適正化に関すること。 2 学校教育施設の国庫補助事業に関すること。
学校教育課		1 児童生徒の教育及び事業計画に関すること。 2 小中学校の教育課程に関すること。 3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に関すること。 4 教職員の研修に関すること。 5 教職員の人事及び服務に関すること。 6 教員の免許に関すること。 7 教職員団体に関すること。 8 教育研究所に関すること。 9 適応指導教室に関すること。 10 児童生徒の就学及び発達に関すること。 11 特別支援教育に関すること。 12 コミュニティスクールに関すること。 13 通学区域審議会に関すること。 14 小中学校に係るICT活用に関すること。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用に関すること。
	学校教育係	1 学校教育課の経理に関すること。

		2 児童生徒の就学事務に関すること。 3 学級編制事務に関すること。 4 教科用図書無償給付に関すること。 5 小中学校の統計調査に関すること。 6 教職員の福利厚生に関すること。 7 教員（県費・市費共）の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関すること。 8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関すること。 9 グローバル人材育成事業に関すること。
こども育成課	こども育成係	1 特定教育・保育施設の施設整備に関すること。 2 直方市地域子育て支援センターに関すること。 3 放課後児童健全育成事業に関すること。 4 学童施設の整備・営繕に関すること。 5 児童手当に関すること。 6 病児保育事業に関すること。 7 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 8 こどもの居場所（こども食堂）に関すること。 9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに関すること。 10 ファミリー・サポート・センター事業に関すること。
	幼児教育推進係	1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関すること。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関すること。 3 特定教育・保育の支給認定に関すること。 4 特定教育・保育の給付に関すること。 5 幼稚園に関すること。 6 幼児教育推進に関すること。 7 利用者支援事業に関すること。 8 絵本の配布事業に関すること。 9 巡回相談事業に関すること。

		10 一時預かり事業に関すること。 11 乳児等通園支援制度に関すること。
文化・スポーツ推進課	社会教育係	1 社会教育委員に関すること。 2 生涯学習の調査研究に関すること。 3 社会教育施設の財産の取得及び処分に関すること。 4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励及び振興に関すること。 5 社会教育関係団体の指導育成に関すること。 6 青少年の健全育成及び青少年対策に関すること。 7 文化施設に関すること。 8 中央公民館に関すること。 9 公民館運営審議会に関すること。 10 公民館類似施設に関すること。 11 文化財の保護及び調査に関すること。 12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関すること。 13 水町遺跡公園に関すること。 14 その他社会教育に関すること。
	スポーツ推進係	1 スポーツの推進に関すること。 2 スポーツ推進審議会に関すること。 3 スポーツ推進委員に関すること。 4 各種体育団体の指導育成に関すること。 5 社会体育施設に関すること。

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
第1条 直方市教育委員会事務局(以下「教育委員会事務局」という。)に次の課及び係を置く。			第1条 直方市教育委員会事務局(以下「教育委員会事務局」という。)に次の課及び係を置く。		
課の名称	係の名称		課の名称	係の名称	
教育総務課	教育総務係、学校管理係、規模適正化推進係		教育総務課	教育総務係、学校管理係	
学校教育課	学校教育係		学校教育課	学校教育係	
こども育成課	こども育成係、幼児教育推進係		こども育成課	こども育成係、幼児教育推進係	
文化・スポーツ推進課	社会教育係、スポーツ推進係		文化・スポーツ推進課	社会教育係、スポーツ推進係、男女共同参画推進係	
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関すること。 2 規則等の公布及び整理に関すること。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関すること。 4 公印の整理に関すること。 5 教育大綱に関すること。 6 総合教育会議に関すること。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関すること。 8 情報公開及び個人情報保護の受付等に関すること。 9 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。	教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関すること。 2 規則等の公布及び整理に関すること。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関すること。 4 公印の整理に関すること。 5 教育大綱に関すること。 6 総合教育会議に関すること。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関すること。 8 情報公開及び個人情報保護の受付等に関すること。 9 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

		10 給食備品の調達及び台帳の整備に関する こと。 11 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振 興センターに関すること。(消耗品等除く。) 12 就学援助事務に関すること。 13 小学校給食の運営並びに小学校給食費の 徴収及び食材の調達に関すること。 14 中学校給食の運営並びに中学校給食費の 徴収及び食材の調達に関すること。 15 直方市学校給食会の運営並びに会計及び 予算に関すること。			10 給食備品の調達及び台帳の整備に関する こと。 11 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振 興センターに関すること。(消耗品等除く。) 12 就学援助事務に関すること。 13 小学校給食の運営並びに小学校給食費の 徴収及び食材の調達に関すること。 14 中学校給食の運営並びに中学校給食費の 徴収及び食材の調達に関すること。 15 直方市学校給食会の運営並びに会計及び 予算に関すること。
学校管理 係	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに 台帳の整備に関すること。 2 理科教育振興国庫補助に関すること。 3 学校教育財産の取得及び処分に関するこ と。 4 学校教育施設の整備及び営繕に関するこ と。 5 学校教育施設の目的外使用に関すること。 6 その他学校教育施設に関すること。 7 学校給食施設の整備及び営繕に関するこ と。 8 学校徴収金に関すること。(共同学校事務室 を含む。) 9 児童生徒の保健衛生に関すること。(備 品・消耗品の管理) 10 市立学校の設置及び廃止に関すること。		学校管理 係	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに 台帳の整備に関すること。 2 理科教育振興国庫補助に関すること。 3 学校教育財産の取得及び処分に関するこ と。 4 学校教育施設の整備及び営繕に関するこ と。 5 学校教育施設の国庫補助事業に関するこ と。 6 学校教育施設の目的外使用に関すること。 7 その他学校教育施設に関すること。 8 学校給食施設の整備及び営繕に関するこ と。 9 学校徴収金に関すること。(共同学校事務室 を含む。) 10 児童生徒の保健衛生に関すること。(備 品・消耗品の管理)	

		11 直方市教育委員会安全衛生委員会に関する こと。 12 教育費の統計調査に関すること。 13 小中学校に係るICT環境に関すること。 14 小中学校に係るGIGAスクール構想の環境 に関すること。			11 市立学校の設置及び廃止に関すること。 12 直方市教育委員会安全衛生委員会に関する こと。 13 教育費の統計調査に関すること。 14 小中学校に係るICT環境に関すること。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の環境 に関すること。
	規模適正 化推進係	1 学校規模の適正化に関すること。 2 学校教育施設の国庫補助事業に関するこ と。		学校教育 課	1 児童生徒の教育及び事業計画に関するこ と。 2 小中学校の教育課程に関すること。 3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれ らの指導助言に関すること。 4 教職員の研修に関すること。 5 教職員の人事及び服務に関すること。 6 教員の免許に関すること。 7 教職員団体に関すること。 8 教育研究所に関すること。 9 適応指導教室に関すること。 10 児童生徒の就学及び発達に関すること。 11 特別支援教育に関すること。 12 コミュニティスクールに関すること。 13 通学区域審議会に関すること。 14 小中学校に係るICT活用に関すること。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用 に関すること。 16 学校規模の適正化に関すること。
学校教育 課		1 児童生徒の教育及び事業計画に関するこ と。 2 小中学校の教育課程に関すること。 3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれ らの指導助言に関すること。 4 教職員の研修に関すること。 5 教職員の人事及び服務に関すること。 6 教員の免許に関すること。 7 教職員団体に関すること。 8 教育研究所に関すること。 9 適応指導教室に関すること。 10 児童生徒の就学及び発達に関すること。 11 特別支援教育に関すること。 12 コミュニティスクールに関すること。 13 通学区域審議会に関すること。 14 小中学校に係るICT活用に関すること。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用 に関すること。		学校教育 係	1 学校教育課の経理に関すること。 2 児童生徒の就学事務に関すること。

	学校教育係	1 学校教育課の経理に関すること。 2 児童生徒の就学事務に関すること。 3 学級編制事務に関すること。 4 教科用図書無償給付に関すること。 5 小中学校の統計調査に関すること。 6 教職員の福利厚生に関すること。 7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関すること。 8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関すること。 9 グローバル人材育成事業に関すること。			3 学級編制事務に関すること。 4 教科用図書無償給付に関すること。 5 小中学校の統計調査に関すること。 6 教職員の福利厚生に関すること。 7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関すること。 8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関すること。
	こども育成課	こども育成係 1 特定教育・保育施設の施設整備に関するこ - と。 2 直方市地域子育て支援センターに関するこ - と。 3 放課後児童健全育成事業に関すること。 4 学童施設の整備・営繕に関すること。 5 児童手当に関すること。 6 病児保育事業に関すること。 7 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 8 こどもの居場所(こども食堂)に関するこ - と。 9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに - 関すること。 10 ファミリー・サポート・センター事業に関 - すること。	こども育成課	こども育成係 1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に - 関すること。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関するこ - と。(運営) 3 特定教育・保育の支給認定に関すること。 4 特定教育・保育の給付に関すること。 5 幼稚園に関すること。 6 放課後児童健全育成事業に関すること。 7 学童施設の整備・営繕に関すること。 8 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに - 関すること。 10 児童手当に関すること。	幼児教育推進係 1 直方市地域子育て支援センターの管理に関 - すること。 2 あそびの広場に関すること。 3 利用者支援事業に関すること。 4 子育て情報の発信に関すること。 5 絵本の配布事業及び親育ち講座に関するこ
	幼児教育	1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に			5 絵本の配布事業及び親育ち講座に関するこ

	推進係	関すること。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関するこ と。 3 特定教育・保育の支給認定に関すること。 4 特定教育・保育の給付に関すること。 5 幼稚園に関すること。 6 幼児教育推進に関すること。 7 利用者支援事業に関すること。 8 絵本の配布事業に関すること。 9 巡回相談事業に関すること。 10 一時預かり事業に関すること。 11 乳児等通園支援制度に関すること。			と。 6 巡回相談事業に関すること。 7 ファミリー・サポート・センター事業に関 すること。 8 特定教育・保育施設の指導監査に関するこ と。(処遇) 9 病児保育に関すること。 10 幼児教育推進に関すること。
	文化・ス ポーツ推 進係	社会教育 1 社会教育委員に関すること。 2 生涯学習の調査研究に関すること。 3 社会教育施設の財産の取得及び処分に関す ること。 4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励 及び振興に関すること。 5 社会教育関係団体の指導育成に関するこ と。 6 青少年の健全育成及び青少年対策に関する こと。 7 文化施設に関すること。 8 中央公民館に関すること。 9 公民館運営審議会に関すること。 10 公民館類似施設に関すること。 11 文化財の保護及び調査に関すること。 12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する	文化・ス ポーツ推 進係	社会教育	1 社会教育委員に関すること。 2 生涯学習の調査研究に関すること。 3 社会教育施設の財産の取得及び処分に関す ること。 4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励 及び振興に関すること。 5 社会教育関係団体の指導育成に関するこ と。 6 青少年の健全育成及び青少年対策に関する こと。 7 文化施設に関すること。 8 中央公民館に関すること。 9 公民館運営審議会に関すること。 10 公民館類似施設に関すること。 11 文化財の保護及び調査に関すること。 12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する こと。 13 社会教育関係事業の後援等に関すること。 14 水町遺跡公園に関すること。 15 その他社会教育に関すること。

		こと。			
		13 水町遺跡公園に関すること。		スポーツ推進係	1 スポーツの推進に関すること。
		14 その他社会教育に関すること。			2 スポーツ推進審議会に関すること。
	スポーツ推進係	1 スポーツの推進に関すること。			3 スポーツ推進委員に関すること。
		2 スポーツ推進審議会に関すること。			4 各種体育団体の指導育成に関すること。
		3 スポーツ推進委員に関すること。			5 社会体育施設に関すること。
		4 各種体育団体の指導育成に関すること。		男女共同参画推進係	1 男女共同参画推進に関すること。
		5 社会体育施設に関すること。			2 男女共同参画推進センターの維持、管理及び運営に関すること。

議案第 25 号

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 3 月 18 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

直方市児童生徒就学援助規則(平成19年直方市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「22,690円」を「27,690円」に、「60,910円」を「65,910円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新					旧				
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)				
費目名		学校種別	学年	金額	費目名		学校種別	学年	金額
1	学用品費及び 通学用品費	小学校	1	(月額)1,100円	1	学用品費及び 通学用品費	小学校	1	(月額)1,100円
			2～6	(月額)1,290円				2～6	(月額)1,290円
		中学校	1	(年額)25,040円			中学校	1	(年額)25,040円
			2～3	(年額)27,310円				2～3	(年額)27,310円
2	新入学児童生 徒学用品費	小学校	1	57,060円	2	新入学児童生 徒学用品費	小学校	1	57,060円
		中学校	1	63,000円			中学校	1	63,000円
3	修学旅行費	小学校	6	27,690円	3	修学旅行費	小学校	6	22,690円
		中学校	2	65,910円			中学校	2	60,910円
4	社会見学旅行 費	小学校	4～5	2,650円	4	社会見学旅行 費	小学校	4～5	2,650円
		中学校	1～3	2,930円			中学校	1～3	2,930円
5	自然教室費	小学校	5	4,000円	5	自然教室費	小学校	5	4,000円
6	ふれあい学級 宿泊訓練費	中学校	1	6,210円	6	ふれあい学級 宿泊訓練費	中学校	1	6,210円
7	学校給食費	小学校	1～6	直方市学校給食費の管理に 関する条例施行規則(令和3年直 方市規則第50号)第9条に定め る額	7	学校給食費	小学校	1～6	直方市学校給食費の管理に 関する条例施行規則(令和3年直 方市規則第50号)第9条に定め る額
		中学校	1～3	直方市学校給食費の管理に 関する条例施行規則第10条に定 める額			中学校	1～3	直方市学校給食費の管理に 関する条例施行規則第10条に定 める額
8	医療費	小学校	該当児童生徒が在籍する学校におい て受診した健康診断において診断さ		8	医療費	小学校	該当児童生徒が在籍する学校におい て受診した健康診断において診断さ	
		中学校					中学校		

			れた学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に規定する政令で定めた疾病について、診療報酬を基準として算定した医療費総額から健康保険等が負担すべき額を控除した自己負担相当額	
9	通学費	小学校	1～6	実費
		中学校	1～3	

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費は、該当年度の4月末日までに申請した被援助保護者に対してのみ支給する。
- 2 修学旅行費、社会見学旅行費、自然教室費及びふれあい学級宿泊訓練費について、欠席に伴うキャンセル料が生じた場合には、その実費を上限として給付を行う。
- 3 医療費は、有効期間を健康診断実施日以降8月末日までとする医療券を配布し、現物給付を行う。9月以降翌年3月までについては、原則として、医療費の給付は行わない。
- 4 通学費は、直方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和52年直方市教育委員会規則第3号)第2条に定められた通学区域の小中学校に在籍する支給対象児童生徒のうち、児童については片道4キロメートル、生徒については片道6キロメートル以上の通学距離で、最も経済的な通常の通学経路及び方法で、旅客運賃を徴する公共交通機関で通学している場合に限る。ただし、特別支援学級に在籍する支給対象児童生徒については、通学区域及び通学距離を問わない。

			れた学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に規定する政令で定めた疾病について、診療報酬を基準として算定した医療費総額から健康保険等が負担すべき額を控除した自己負担相当額	
9	通学費	小学校	1～6	実費
		中学校	1～3	

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費は、該当年度の4月末日までに申請した被援助保護者に対してのみ支給する。
- 2 修学旅行費、社会見学旅行費、自然教室費及びふれあい学級宿泊訓練費について、欠席に伴うキャンセル料が生じた場合には、その実費を上限として給付を行う。
- 3 医療費は、有効期間を健康診断実施日以降8月末日までとする医療券を配布し、現物給付を行う。9月以降翌年3月までについては、原則として、医療費の給付は行わない。
- 4 通学費は、直方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和52年直方市教育委員会規則第3号)第2条に定められた通学区域の小中学校に在籍する支給対象児童生徒のうち、児童については片道4キロメートル、生徒については片道6キロメートル以上の通学距離で、最も経済的な通常の通学経路及び方法で、旅客運賃を徴する公共交通機関で通学している場合に限る。ただし、特別支援学級に在籍する支給対象児童生徒については、通学区域及び通学距離を問わない。

議案第 26 号

直方市文化財専門委員の委嘱について

直方市文化財専門委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 3 月 18 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものである

直方市文化財専門委員会委員名簿任期2年(令和7年3月29日から令和9年3月28日まで)

役職	氏 名	生年月日	年齢 (基準日:令和7 年3月29日)	備考 団体など	期間
委 員(現職)	ヤヒロ タカシ 八尋 孝司	昭和22年1月14日	78	現石炭記念館長 (石炭史)	平成27年3月29日～
委 員(現職)	ミヤハラ リュウジ 宮原 隆次	昭和27年4月21日	72	筑陶会 (陶磁史)	平成27年3月29日～
委 員(現職)	シマダ コウイチ 嶋田 光一	昭和29年7月11日	71	飯塚市歴史資料 館長 (考古学)	平成29年3月29日～
委 員(現職)	スエマツ トシコ 末松 登志子	昭和20年2月26日	80	古高取を伝える 会 (高取焼)	平成29年3月29日～
委 員(現職)	ハセガワ トモエ 長谷川 富恵	昭和39年5月31日	61	元鞍手町歴史民 俗博物館 (古文書・民俗)	令和3年3月29日～
委 員(現職)	カミカワ クミコ 上川 久美子	昭和37年2月8日	63	直方第一中学校 学年主任(社会 科)	令和3年3月29日～
委 員(新任)	モウリ ヨシユキ 毛利 良幸	昭和31年6月15日	69	多賀神社御神幸 執行委員会(無形 民俗)	初任

事務局

教育委員会文化・スポーツ推進課長	長田 正志			
教育委員会社会教育係長	田中 健二			
教育委員会社会教育係	田村 悟	安田 優太		

基準日：2025/3/29

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱（令和6年直方市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子育て世帯」を「多子世帯」に改める。

第2条第2号中「場合にあっては」を「場合であって」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)第3条の規定に基づき、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱に関し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、利用者負担額の一部を補助し、もって<u>多子世帯</u>の経済的負担の軽減を図るとともに待機児童の解消に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 対象児童 次に掲げる全ての要件を備える者をいう。 ア 認可外保育施設に在籍する満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの イ 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、直方市の住民基本台帳に記録されていること。 ウ 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第13条第2項第1号に掲げる施設又は認可外保育施設に在籍する小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる<u>場合であって</u>、長子でないこと。 エ 月単位の契約により認可外保育施設を利用していること。	(目的) 第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)第3条の規定に基づき、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱に関し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、利用者負担額の一部を補助し、もって<u>子育て世帯</u>の経済的負担の軽減を図るとともに待機児童の解消に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 対象児童 次に掲げる全ての要件を備える者をいう。 ア 認可外保育施設に在籍する満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの イ 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、直方市の住民基本台帳に記録されていること。 ウ 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第13条第2項第1号に掲げる施設又は認可外保育施設に在籍する小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる<u>場合にあつては</u>、長子でないこと。 エ 月単位の契約により認可外保育施設を利用していること。

(3) 省略

(3) 省略